

令和7年度子育て応援カードキャンペーン事業実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度子育て応援カードキャンペーン事業実施業務

2 委託業務の目的

子育て応援カードの利用促進を目的としたキャンペーンを実施することで、子育て家庭へのサービスを提供する協賛店（以下「協賛店」という。）の設置拡大やサービスの充実等を図るほか、子育て家庭への支援及び社会全体で子育てを応援する気運醸成を目的とする。

3 業務を委託する期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

県と協議しながら、下記の業務を行う。

(1) 子育て応援カードキャンペーンの実施

① キャンペーン実施期間

「令和7年12月中旬～令和8年2月」の約3月を基本に、県と協議の上決定すること。

② 内容

デジタルカード（以下「カード」という。）の利用促進のため、カード利用者（以下「利用者」という。）が、キャンペーンに参加する協賛店（以下「参加協賛店」という。）において、カード利用後にキャンペーンに応募すると、参加協賛店が提供する賞品が抽選で当たるキャンペーンを実施する。

③ 広報

a 利用者向け

カードのPR及びキャンペーン案内についてチラシを作成するほか、効果的な広報について提案し、実施すること。

＜参考：令和6年度広報実績＞

●チラシ作成部数：50,000枚

配布先：協賛店：1,614カ所、幼稚園・保育所・認定こども園：約550カ所、子育て支援センター：約75カ所、自治体（支所含む）：39カ所

※ 上記配布先に送付する場合、所在地の情報はこども政策課が提供する。

●Instagram及びフェイスブックによる広告配信

b 店舗向け

利用者が応募するために必要となる各店舗設置用のQRコード付きPOPを作成する。また、パスワード忘れを訴える店舗が多いため、パスワード再発行の手順（手順の細部は県が示す。）について作成し、POPと併せて送付する。

＜参考：令和6年度広報実績＞

●QRコード付きPOP：4,000部

●パスワード再発行チラシ：1,700部

なお、キャンペーン案内時に送付物が宛先不明で返送された場合、店舗の情報（店

舗名、郵便番号及び住所)を一覧にまとめた上で県に報告すること。

④ 応募受付・管理

キャンペーンの応募は、参加協賛店に設置予定の卓上POPに記載されたQRコードを読み込み、ポータルサイト上の専用フォームから行うこととする。県は、ポータルサイト管理者画面から応募者データ※をCSV形式等により適時に取得し、受託者に引き渡すものとする。

※ カードはメールアドレス等で利用者の識別を行っており、応募時点では住所・氏名等の個人情報は取得しない。

⑤ 賞品の選定・準備

賞品は、3,000円程度の価格のものを30名分、選定・準備するものとする。なお、賞品カード利用者である子育て家庭のニーズに合致したものとし、親子又は家族全員が利用できる企画のほか、物品については可能な限り県産品等を選定すること。

また、別途、県が参加協賛店に募る協賛品の収集も併せて行うこと。

⑥ 抽選

受託者にて公正に抽選を行い、賞品毎の当選者を決定する。抽選方法を企画提案書に記載すること。当選者の決定に当たっては、事前に県から承諾を得ること。なお、当選者の重複に備え、次点の当選者もあわせて選出すること。

⑦ 賞品の発送

当選者に対してメールにより通知し、改めて賞品の送付に必要な個人情報を取得し、当選者へ賞品の発送を行うこと。当選者から一定期間内に返答がない場合、又は送付先情報取得の結果、当選者の重複があった場合には、次点の当選者を繰り上げることとする。

⑧ 協賛店及び応募者等への対応

キャンペーン事務局として、問い合わせに対応すること。

(2) 子育て応援カード協賛店の募集

(1)③で作成したPOP及び県が作成したチラシを用いて、カード利用対象者のニーズに合った新規協賛店(子育て世帯の利用頻度が高いと見込まれる店舗等)及びサービス内容を募集すること。募集に当たっては、30店舗の増加を目標とすること。

5 委託料の支払い

精算払とする。

6 業務遂行上の注意事項

- ・ 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。